

## 福井県観光連盟ホームページ広告掲載基準

### (目的)

第1条 この福井県観光連盟ホームページ広告掲載基準は、公益社団法人福井県観光連盟が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。（以下「掲載基準」という。）

### (定義)

第2条 この掲載基準において、用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 連盟ホームページとは、福井県観光連盟が管理するホームページをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

### (広告の掲載基準)

第3条 広告内容は、公共性及び品位を損なうおそれのないもので、第三者に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 当該広告事業の内容を、連盟が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (9) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (10) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (13) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 県の指名停止措置を受けているもの
- (15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (16) 消費者金融に係るもの
- (17) たばこに係るもの
- (18) ギャンブルに係るもの（宝くじ、公営競技に係るものは原則として除く）
- (19) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの

第4条 前条に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと連盟が認める業種又は業者に係る広告は掲載しません。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の種類・規格等)

第5条 広告の種類及び広告の掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 バナー広告
- (2) 広告の掲載枠数 5枠(ただし、募集状況に応じて増減する可能性がある。)
- (3) 規格 大きさ  
トップページ下段 横220ピクセル・縦60ピクセル

形式 GIF・JPEG (アニメ不可)

(広告の掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1週間または1か月を単位とする。ただし、1週間または1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

- 2 1週間の場合、広告掲載開始日は任意日とする。広告掲載終了日は開始日から7日目とする。
- 3 1か月の場合、広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 4 1か月の場合、広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として連盟ホームページに掲載基準等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- (3) 連盟は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。
- (4) 広告の掲載を希望する者は、福井県観光連盟ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により連盟に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 連盟は、広告掲載の申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに審査し、次の順位により広告掲載を決定する。

- (1) 連盟の会員

- (2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの
- (3) その他

2 この場合、同じ順位のとときは、連盟会員にあつては会費納入額の多いもの、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

3 第4条に定める枠数を超えて広告掲載の申込みがあつた場合において、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

4 連盟は前項の規定により決定したときは、福井県観光連盟ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

#### （広告掲載の停止）

第9条 次に掲げる理由により、連盟がホームページの運営を一時停止する場合がある。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

#### （広告掲載の取消）

第10条 連盟は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 連盟が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 連盟が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第3条の規定に反すると判断したとき。

2 連盟は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

#### （広告掲載の取り下げ）

第11条 広告主は、公告期間中いつでも、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により連盟にその旨を通知しなければならない。

#### （広告主の責務）

第12条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。(消費税及び地方消費税を含む。)

(1) 1枠当たり

1週間	3,000円
1か月	10,000円
6か月	55,000円
12か月	100,000円

(2) 広告主が連盟会員である場合は、

1週間	2,500円
1か月	7,500円
6か月	40,000円
12か月	80,000円

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、連盟が指定した日までに、現金または銀行振り込みにより一括入金するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 連盟は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。(ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1週間および1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、連盟がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が、1週間単位の場合6時間、1か月単位の場合2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 連盟は、広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、1か月単位で複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。6か月分または12か月分を一

一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に第7条第1項の月額広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。

- 4 連盟は、広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、1か月単位で複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。6か月分または12か月分を一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に月額広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

#### (広告原稿の作成)

- 第15条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの連盟の指定する日までに、原稿を連盟の指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
  - 3 連盟は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第4条、第12条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

#### (広告の禁止表現)

- 第16条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
  - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
  - (3) 実際には機能しないもの
  - (4) その他広告の表現として適当でないと連盟が認めるもの
- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

#### (広告の変更)

- 第17条 広告主は、1か月単位での申込みで広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、連盟にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第15条の規定を準用する。
- 2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに連盟に届け出るものとする。

(協議)

第18条 この掲載基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この掲載基準に定める広告掲載に関する訴訟は、福井地方裁判所に提訴するものとする。

附則

1 この掲載基準は平成25年3月1日から施行する。

福井県観光連盟ホームページ広告掲載申込書

公益社団法人福井県観光連盟  
会長 山田 義彦 あて

申込者 住所  
氏名(団体にあたっては、事業所の所在地、名称および代表者の  
氏名を記入してください。)

福井県観光連盟ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。広告掲載にあたっては、福井県観光連盟広告掲載基準の内容を遵守します。また、下記「福井県観光連盟ホームページ広告掲載承諾書」の内容について承諾します。

記

1. 広告内容

(1) 掲載希望枠数

枠

(2) 掲載希望期間(掲載期間は、1週間または1ヶ月単位)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 週間・ヶ月)

(3) バナー広告の内容

(4) リンク先ホームページ名

(5) リンク先 URL

2. 連絡先

(1) 担当者氏名	(2) 住所	(3) 電話
(4) F A X	(5) E-mail	

福井県観光連盟ホームページ広告掲載承諾書

- 公益社団法人福井県観光連盟ホームページ広告掲載基準に定める事項を遵守し、連盟からバナー広告掲載に関する連絡があった場合には誠実に対応します。
- 公益社団法人福井県観光連盟ホームページは、予告なくレイアウト等の変更を行う場合があります。この変更に伴い、バナー広告の掲載位置や並び順が変更となる場合にも異議を申し立てません。

令和 年 月 日

福井県観光連盟ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

様

公益社団法人福井県観光連盟  
会長 山田 義彦

福井県観光連盟ホームページへの広告掲載は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 広告掲載の可否

(1) 決定事項

(2) 決定理由

3. 掲載枠数

枠

4. 掲載期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

5. 掲載料

円